

公共労速報 No.217

2015年3月4日 公立学校共済組合職員労働組合 Tel.03-3872-6175

春闘要求に理事者が回答 放射線取扱手当・月額7,000円を支給 子の看護休暇・中学就学までに拡大

公共労は3月4日に理事者と春闘第一回の団交を行いました。理事者は、公共労の春闘要求に対して、①1か月の外部放射線被ばく実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合、1か月7,000円の放射線取扱手当を支給する、②子の看護休暇の対象年齢を「中学校就学の始期に達するまで」（現行は小学校就学の始期に達するまで）に改める、との具体的な回答（理事者は提案事項としている、いずれも実施は平成27年4月1日）を示しました。他の要求に対しては「考えていない」等という回答でした。

そして、理事者は「すでに回答している「看護師に勤続3年で3日の特別休暇を与える」ことを含めて、今日協定して頂きたい」といってきましたが、公共労は「放射線取扱手当については、回答の内容で実施して問題がないかどうかを病院の現場で検討することが必要だ」として、次回までに検討し、問題がなければ次回協定することとしました。

賃金改善要求と早出手当で理事者を追及

団交で公共労は「賃上げ要求4万円以上はアンケートの「毎月不足する額」によるものだ、職員の生活を考えて前向きな回答を示せ」「人事評価制度で評価内容が示されないの

で不信感が広がっている、制度を見直すべきだ」と主張し、「昇格基準の改善」、「長期休日手当を100分の160とし特別休暇を与えること」、「分娩手当の範囲拡大」、「看護師の処遇改善（昇格改善と手当の引上げ）」を求めました。残念ながら、理事者からは前向きな回答は示されませんでした。

そして、この3月で労使協定が切れる早出手当について、関東と中国の調理師が「患者さんの朝食の時間に間に合わせるために未明の4時半から勤務している」「家族にも負担をかけ、協力してもらって頑張っている」等の実態を示し、「国に無いから廃止するということには絶対に納得できない、頑張っている労苦にどのように報いてくれるのか」と訴えました。

理事者は「共済組合員への説明責任を果たさなければならない、国に無いから廃止する」「早朝勤務者を含めて総合的に処遇改善を考えていくが、直接的な手当は考えていない」との回答の繰り返しでした。公共労は「労苦に何で報いるのかを具体的に示せ」と強く迫りました。

次回団交は3月18日です。「早出手当の廃止に反対する署名」をしっかりと集め、次回団交で理事者に職員の強い気持ちを突きつけましょう。